令和８年度

奈井江町公共施設等に関する民間提案制度
募集要領

令　和　８　年　７　月

北海道空知郡奈井江町

目　　次

1　趣旨・制度の概要.....1
2　事業の概要.....1
3　募集する提案.....2
4　提案者の資格.....2
5　提案対象の公共施設等.....3
6　募集スケジュール.....4
7　事業実施までの流れ.....5
8　留意事項.....8
9　提出書類・提出方法・提出先.....9

1　趣旨・制度の概要

少子高齢化の進行による社会保障費の増加や、老朽化する公共施設等の管理・更新に係る経費の増加等により、町の財政状況が厳しさを増す中にあっても、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに対応しながら持続的発展を続けるためには、将来を見据えた効率的で効果的な行財政運営が求められています。

こうした背景のもと、町ではこれまでも、業務委託や民営化、指定管理者制度の導入など、従来町が直接提供してきた行政サービスを民間事業者等と連携・協力しながら、町民サービスの質の向上と効率化を推進してきました。

この募集要領は、これらの取り組みの一環として、本町が保有する公共施設や土地等の財産について、民間事業者の自由で創意工夫に富んだアイディアやノウハウを活かして利活用を行う提案を募集し、事業化に向けた検討を行う「公共施設等に関する民間提案制度」（以下「民間提案制度」といいます。）の必要な事項を定めるものです。

この制度の大きな特徴は、次の 2 点です。

・民間事業者の提案自体を、知的財産として捉えます。

・協議を行う際には、提案の提出者（以下「提案者」という。）と協定書を締結し、

さらに事業を開始する際には必要な町有財産貸付、譲渡等の契約を行います。

なお、民間事業者との協議が整った場合においても、関係者との調整がつかない等の事由で提案内容が実現できなくなった場合には、提案は事業化されません。

2　事業の概要

（1）事業名称

奈井江町公共施設等に関する民間提案制度

（2）事業実施までのながれ（7 頁フロー図参照）

① 提案の募集・受付

② 募集の期間

③ ヒアリング審査、提案内容の審査

④ 審査結果の公表

⑤ 提案に関する協定締結・協議、及び財産契約締結等

３　募集する提案

（１）対象となる提案

対象となる提案は、町から対象財産の貸付又は譲渡を受けて、提案者が実施主体となり利活用する事業とします。

提案事業の実施期間は、貸付の場合が契約締結日から起算して５年以上、譲渡の場合が契約締結日から 10 年以上継続して行うものとします。

（２）対象外の提案

次のいずれかに該当するものは、提案の対象外とします。

①　町に新たな財政負担が発生する提案
②　町（又は町が委託する者）が着手又は計画している事業の内容と同様の提案
③　提案者以外が実施主体になることを前提とした提案
④　法令や町の施策に反する提案
⑤　その他町長が適当でないと認める提案

４　提案者の資格

提案を応募することができるもの（以下「提案者」という。）は、法人のほか、提案内容を実行できる意思と能力（運営力、財産力等）を有する個人（事業を営む個人）や、各種団体等とします。

ただし、提案の時点で、次のいずれかに該当する者（法人及びその他団体にあっては、その代表者又はその他の役員を含む。）は、提案者になることができません。

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者（法人及びその他団体にあっては、その代表者又はその役員を含む。以下同じ）
②　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和３年法律第 77 号)第２条に規定する団体またはその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
④　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第５条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

⑤　法人税、消費税若しくは地方消費税又は市町村税等の滞納がある者
⑥　町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から競争入札参加資格者の指名停止措置を受けている者
⑦　政治活動や宗教活動を主な目的としているもの
⑧　その他町長が適当でないと認めるもの

5　提案対象の公共施設等

（1）対象の公共施設等

この募集要領により提案を募集する公共施設等は、次のとおりです。

物件番号	施　設　名　称	区　分
①	旧奈井江町民保養センター・旧ないえ温泉ホテル	建物・土地
②	旧奈井江町農業構造改善センター	建物・土地
③	旧屋内体育センター	建物・土地
④	旧消防職員住宅ほか隣接用地	建物・土地
⑤	旧ことぶき荘用地	土地
⑥	旧消防庁舎跡地	土地
⑦	旧南町児童館跡地	土地
⑧	旧東町コミュニティ会館跡地	土地
⑨	旧教員住宅	建物・土地
⑩	北町 1 区用地　物件追加	土地

※詳細は別冊「物件調書」をご覧ください。

（2）貸付・譲渡の条件

ア　一体的または部分的な貸付・譲渡

物件番号①～③は一体的な貸付・譲渡が可能なほか、それぞれ単独での貸付にも応じます。詳細は別途協議とさせていただきます。

イ　用途の制限

譲渡物件は、地域振興に資する事業に活用されることが前提であり、次の用途には活用することはできません。

⑴　周辺環境へ悪影響を及ぼすおそれがある用途

⑵　政治活動や宗教活動

⑶　「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の営業

⑷　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用すること。

⑸　「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」(平成 11 年法律第 147 号)第５条に規定する観察処分を受けた団体の用に供すること。

6　募集スケジュール

提案の募集や審査等は、次の日程で行います。

	第１期	第２期	第３期	第４期
募集要領の公表 提案受付開始 事前相談・質問・見学	令和８年 ７月 01 日(水)	令和８年 10 月 01 日(木)	令和９年 １月 06 日(水)	令和９年 ４月 01 日(木)
提案締め切り	令和８年 ８月 17 日(月)	令和８年 11 月 16 日(月)	令和９年 ２月 15 日(月)	令和９年 ５月 17 日(月)
書類審査 （資格審査）	令和８年 ８月 24 日(月)	令和８年 11 月 24 日(火)	令和９年 ２月 22 日(月)	令和９年 ５月 24 日(月)
ヒアリング審査	令和８年 ９月 01 日(火)	令和８年 12 月 01 日(火)	令和９年 ３月 01 日(月)	令和９年 ６月 01 日(火)
審査結果の 通知・公表	令和８年 ９月中旬	令和８年 12 月中旬	令和９年 ３月中旬	令和９年 ６月中旬
協議開始	令和８年 10 月以降	令和９年 １月以降	令和９年 ４月以降	令和９年 ７月以降
事業開始 可能時期	令和８年 10 月以降	令和９年 １月以降	令和９年 ４月以降	令和９年 ７月以降

7　事業実施までの流れ

（1）提案の募集・受付

町において公募の対象となる公共施設等を選定し、募集期間を定める等により民間事業者からの提案を受け付けます。この募集要領や対象物件の資料は、町ホームページ等で公表します。

（2）募集の期間

制度を広く周知・活用してもらうため、各期別ごとに公募期間を設けます。

※公募の結果、事業化に向けた協議が始まった物件は、以降の公募から除外されます。

（3）公募対象物件の見学

公募対象物件の見学を希望する場合は、担当係へあらかじめ申し込んでください。また、見学は複数者をまとめて実施することがあります。

※冬期間においては降雪等により十分に施設を見学できない場合があります。

（4）質問及び回答

この募集要領等に対する質問がある場合は、質問書（様式９）に必要事項を記入し、担当係へ電子メールで提出してください。質問に対する回答は、個別に質問者へ送付します。なお、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答いたしません。

（5）提案内容の審査　（ヒアリング審査）

提案者によるヒアリング審査を実施し、「奈井江町公共施設等に関する民間提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、次の審査項目により総合的に審査を行い、事業化に向けた協議の対象とする提案（以下「協議対象者」という。）を選定します。

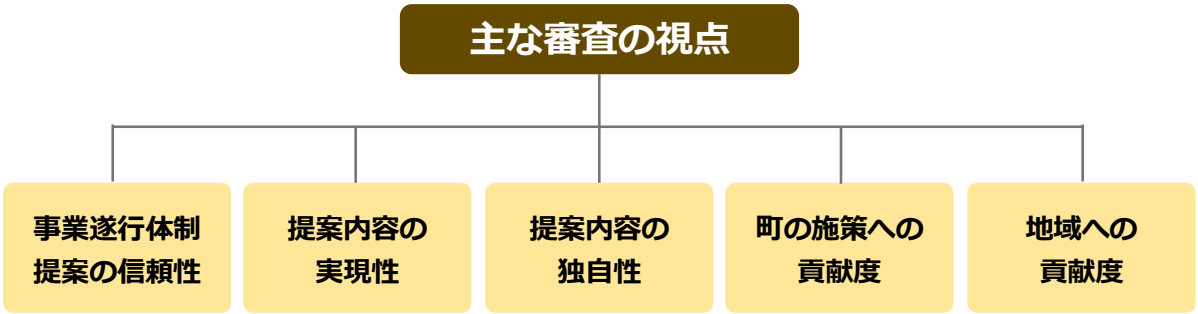

（６）ヒアリング審査の日程

①日　程　　各期のヒアリング審査日（4 頁参照）
※提案者に別途通知いたします

②会　場　　奈井江町役場内（開始時間など詳細は別途通知します）

③実施方法

ア．各提案者の持ち時間は 30 分以内とします。（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）

イ．プレゼンテーションは、提出された提案書に記載された提案内容の範囲で行っていただきます。なお、追加資料の配付等は認められません。

ウ．ヒアリング審査会場では、資料の画像投影を可とします。その際、提案者は提案資料（jpeg、pdf、pptx 形式など）を保存したノートパソコン （HDMI 端子対応）を持参していただきます。

※原則、提出した資料以外は画像投影することはできませんが、必要と認められるものに限り投影することができます。

※事前に担当係において投影する画像を確認する場合があります。

※モニター及びケーブル等は町で用意します。

エ．説明者は、説明員及び補助者（パソコン操作）を含めて４名以内とします。

オ．複数の提案者がいる場合、審査の順番は後日通知します。

カ．事前の連絡なしに欠席した場合は、提案意思がないものとして失格とします。

（７）提案内容の審査

審査結果は、概ねヒアリング審査終了後概ね 2 週間ほどで全ての提案者に文書で通知するとともに、町のホームページで公表します。なお、審査結果に対する異議を申し出ることはできません。

① **協議対象者を決定する審査であるため、この時点で提案内容の事業化を確約するものではありません。**

② 協議対象となった提案は、提案者名及び事業名を公表します。

③ 協議対象から外れた提案は、事業名のみ公表します。

（８）詳細協議及び契約締結等

① 協議対象となった提案者と町は、必要に応じて協定を締結した上で、提案内容の事業化に向けた、詳細協議や必要な手続きを行うこととします。

② 事業者と町は、協議成立後、提案事業の実施について必要な契約を締結します。なお、契約の内容によっては議会の承認（地方自治法第 237 条第２項）が

必要となる場合があります。

③　事業者は、契約締結後、速やかに事業に着手し、責任を持って事業を履行することとします。

参考：公共施設等に関する民間提案制度フロー図

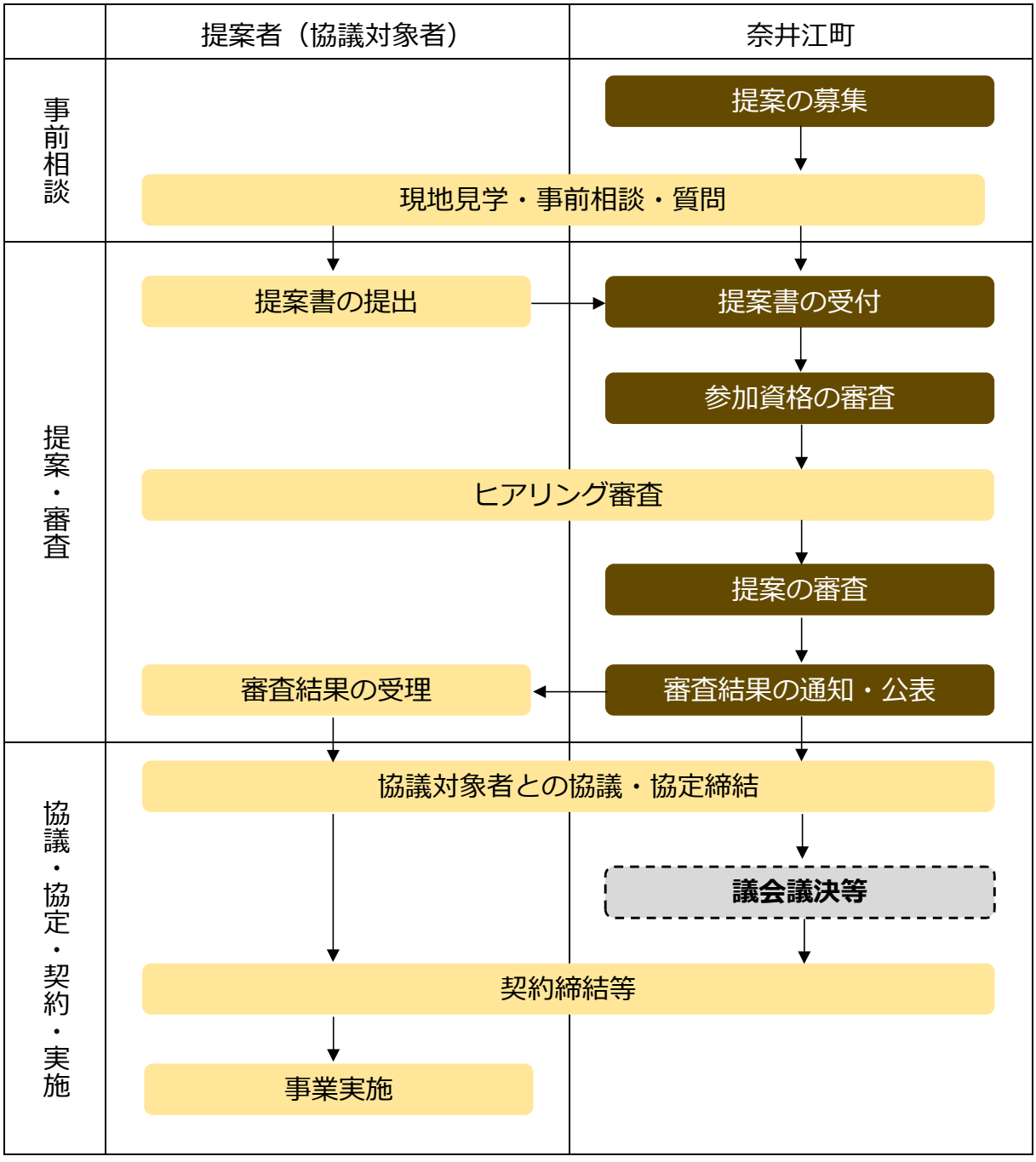

8　留意事項

① 本提案制度の提案に係る費用は、全て提案者の負担とします。
② 貸付、譲渡のいずれの場合も、現状で引き渡しすることを原則とします。
③ 譲渡にあたっては、地方自治法等の規定に基づき町議会の議決が必要になる場合があります。このため、町と譲受者はあらかじめ仮契約を締結します。仮契約は、停止条件付契約です。議会の可決を得たときに本契約となりますが、可決が得られないとき、仮契約は無効となり、町はそのことにより一切の責任を負わないこととします。
④ 譲渡の場合、所有権移転に係る登記費用は提案者が負担していただきます。
⑤ 本提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
⑥ 提案書類の著作権は提案者に帰属しますが、提案書類は返却しません。また、町は提案書類を審査以外では無断で使用しません。
⑦ 提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。
⑧ 提案書類において、虚偽の内容の記載があった場合は失格とします。
⑨ 町は、提案者から提出された提案内容について第 3 者にその情報を漏らしませんが、奈井江町公文書公開条例（平成 9 年条例第 42 号）の規定による請求に基づき、開示することがあります。
⑩ 必要に応じて、提案書類の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。
⑪ 町は、契約締結した財産の利活用状況等について、必要に応じてその実施状況を確認するため、モニタリング調査を実施することがあります。
⑫ 提案内容が町の許認可、指定等を必要とする場合、契約締結によって直ちにこれが担保されるものではありません。
⑬ やむを得ない事情等により、提案提出後に辞退をしても以後における不利益な扱いはいたしません。
⑭ 町の承諾を得ずに、事業計画の変更又は所有権の移転等を行った場合は、契約を解除し、違約金を請求することがあります。
⑮ その他、必要な事項は協議対象者と協議のうえで定めます。

9　提出書類・提出方法・提出先

名称	内容等	提出部数
①　提案申請書	様式１	１部
②　誓約書	様式２	１部
③　現地見学申込書	様式３	１部
④　質問書	様式４	１部
⑤　提案書	様式５ 　提案内容の概要、独創性や特徴、提案の優位性、事業スキーム、収支計画など、審査の視点に定めた項目について、自由に記載してください。	10 部
⑥　納税証明書	国税及び地方税の滞納がないことの証明書（直近３年分）	１部
⑦　登記全部事項証明書	法人の場合	１部
⑧　決算関係書類	【法人の場合】 直近３年間の財務書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書 ・株式資本等変動計算書　　など 【個人の場合】 ・確定申告書の写し（直近３年間） ※青色、白色共通 ・青色申告決算書等の写し（直近３年間） ※白色申告の場合は確定申告書に添付する営業収支の状況が明示されている書類（収支内訳書１面、２面）	１部
⑨　辞退届	様式６	１部

（１）提出方法

持参の場合　…　役場開庁日（平日）の午前８時 30 分から午後５時まで

郵送の場合　…　下記担当係へ送付してください。

（２）提出先（担当係）

〒079-0392　北海道空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

奈井江町役場　総務課管財係

電話：0125-65-2111

メール：kanzai@town.naie.lg.jp